

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷八十二第

行發日一月五年四和昭

## 論叢

價格の勢力説 . . . . . 文學博士 高田 保馬

地方税に於ける累進課税 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

マルサスの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 說苑

交通事業に於ける競争 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

重農學派の自然法觀 . . . . . 法學士 山口正太郎

英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて . . . . . 經濟學士 一谷藤一郎

## 雜錄

ギリシヤの新發券銀行に就いて . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

目的税と考慮税 . . . . . 經濟學士 中川與之助

ヱイルプラントの新らしき經濟政策論 . . . . . 經濟學士 藤田 敬三

國民所得に就いて . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

## 法令

絲價安定融資補償法・資源調査法・製鹽地整理ニ關スル法律

(禁 轉 載)

# 英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて (下)

一 谷藤 一郎

## 第六 試練期に於ける英蘭銀行

英蘭銀行の特權的地位が如何にして確立せられたるかに就いて述べるに先立ち、尙、英蘭銀行が其の成立後間もなき時期に於て蒙りたる諸々の困難に就いて考察するの要がある。以下之を述べることにする。

### 一 Land Bank の計畫

前にも述べし如く、英蘭銀行の設立せられたる一六九四年は、投機熱の旺盛なりし年にして、諸々の株式組織の企業は何れも投機的性質を帯び、加之、當事者の銀行經營に就いての經驗淺きことは、共に英蘭銀行の當時有せし内在的危險であつた。而も英蘭銀行は一定の方針なしに個人に無暗に貸出をなしたる結果、銀行券の發行額は巨額に上り、銀行券は「10%」の割引が附せらるゝ程に下落した。然しそれにも拘らず英蘭銀行の重役、株主及び取引先等は、富豪の大部分を網羅し、從て其の信用の比較的厚かりしこと及び其の財産状態を嚴重に監督せる當事者の努力の大きなりしことによつて、漸次其の基礎を鞏固ならしむることが出來たのである。

もと英蘭銀行は自由黨の計畫に成つたものであり、對佛戰爭遂行の爲に政府を支持することに非常に成功した。此のことは同志を大いに歡喜せしめたと同時に、反對黨たる保守黨及び英蘭銀行に對する競争者を極度の憤懣に陥れた。殊に當時土地所有者達は、其の自負心、宗教的偏見等々の頗る錯綜せる心理よりして、金融業者を惡み、彼等の富裕となるを見て嫉妬の念を抱き、其の職業を蔑視し、其の行動を憎惡し、彼等を蛇蝎視してゐたのであつて、機會にあらば英蘭銀行を没落せしめんと考へてゐたのである。<sup>41)</sup>

然るに一六九六年二月、政府は更に二百萬鎊を借上げんことを決意せしも、英蘭銀行は之に應じなかつた。そこで政府は更に Exchequer Bill により借上げんことを企てしも、議會の協賛を得るを得ず、頗る窮境に陥つたのである。而して William 三世當時の政府は自由黨と保守黨より成り立つてゐたのであるが、保守黨は自由黨の英蘭銀行に對抗するに足るべき大規模の競争銀行を設立し、其の資本金全部を政府に貸上げ政府の需要を充たさんと考へた。是れ即ち Chamberlain によつて計畫せられた Land Bank である。

Land Bank の資本金は英蘭銀行と同一方針により、政府への貸上金二百五十六萬四千鎊であるが、銀行の本來の目的は土地に對し低利に資金を融通するにあるが故に、其の運轉資本を 3.5% 乃至 4% の低利にて、唯土地所有者のみに對し土地耕作の爲に貸出さんとするのが、其の案の骨子であつた。<sup>42)</sup>

Montague 始め自由黨の人々は、もとより此の計畫に對し好意を有せざりしも、自由黨に嫌ら

41) Rogers, The first nine years of the Bank of England, p. 52.

42) Manuale Medicum の著者 Hugh Chamberlain が Land Bank の計畫者と同一人なるか否かに就いては疑問の餘地がある。

43) Rogers, ibid. pp. 57-60. Macleod, ibid. p. 475.

ざりし人々は是が支持に努めた。殊に當時途方もなき高利の資金を仰いでゐた土地所有者達が、極めて低利にて資金の供給を受けることの出来る此の計畫を鵜呑にしたことは、決して怪むに足らない、況して前述の如き野望を抱けるに於てをや。それ故に一度此の計畫が發表せられるや、英蘭銀行の株券は百〇七磅より八十三磅に暴落したのである。蓋し鋭敏なる洞察力を有する人々には此の計畫の必ず失敗に終るべきは明かなることであつたが、一般大衆の眼にはそれは英蘭銀行にとり實に容易ならぬ勁敵であり、又そうであるかのやうに見えたからである。<sup>44)</sup>

此の計畫は保守黨により援助せられ、英蘭銀行及び其の同志の懸命の反對にも拘らず、遂に一六九六年二月十日議會の協賛を得、四月二十七日裁可を得たのである。

Land Bank に關する法律の大部分は英蘭銀行に關するものを模倣したるに過ぎない。唯茲に注意せなければならぬことは、英蘭銀行の重役及び株主等は此の計畫に關與することを得ず、又 Land Bank の重役及び株主が英蘭銀行の重役となり、又株主となることを断然禁止し、其の色彩を愈々鮮明ならしめたといふことである。<sup>45)</sup>

此の計畫は主唱者 Chamberlain の不撓の努力及び Harley, Foley 等の熱誠なる後援ありしにも拘らず、六月十一日頃既に其の失敗に終るべきことが明かとなり、申込締切日たる八月一日迄の應募額は皇帝の名を以て申込まれたる五千磅を除き、一般大衆の應募は、僅に二千百磅に過ぎずして、此の計畫は全然失敗に終り遂に其の實現を見るに至らなかつたのである。<sup>46)</sup>

然しそが現實の形態をとるに至らなかつたが故に、他に何等の影響をも與へなかつたと考へる

44) Rogers, *ibid.* p. 62.

45) Land Bank Act の主なる規定に就いては Rogers, *ibid.* p. 59. 以下參照。

46) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 476. Rogers, *ibid.* p. 61.

は早急に失するであらう。假令、英國全體としては其の慎重の故に危く難を免れしとはいへ、英蘭銀行は之が爲に實に大なる迷惑を蒙つたのである。蓋し英蘭銀行は當時の政治家達が、此の計畫に不注意にも全然依頼して惹き起した過分の支出を出来るだけ償ひ、更に幾多の犠牲を強要せられることゝなつたからである。即ち Land Bank の計畫一度發表せられるや、英蘭銀行の株券は一舉二十磅餘も暴落せしことは前にも述べしところであるが、更に政府の需要に應ずる爲に、英蘭銀行は六月十一日六ヶ月間年 6% の利子にて其の株主より資本金の 30% を借入れ、更に Anti-sterling 銀行宛に十萬磅以上の手形を振出し、政府に三十四萬磅を即時提供することゝなつたのである。<sup>47)</sup>

英蘭銀行が曩に政府に對して援助を與へて戦争を勝利に導き、今又 Land Bank の計畫の全然失敗に終るや、更に政府に貸上げ、政府の信用の維持に努力せしことを併せ考ふれば、是等の事情を英蘭銀行が其の特權獲得の爲に利用せしことは明かであり、又當時の思想を顧みても英蘭銀行が特權を賦與せられしことは不思議ではない。是が即ち一六九七年法となつたのであるが、これに就いては後に詳しく述べるであらう。

## 二 一六九六年及び一七〇七年の取付

一方に於て、Land Bank の如く其の實現の曉には、英蘭銀行にとり實に容易ならざる競争者となるべきものゝ設立計畫により、痛く脅されつゝあつた際、他方に於て、英蘭銀行の爲に其の利益を減少せしめられたる個人銀行業者及び其の他の金銭貸付業者等は、英蘭銀行の成功を怨み、

47) Rogers, *ibid.* p. 62.

48) Rogers, *ibid.* pp. 64-65.

49) 此の三十四萬磅は期間に政府より英蘭銀行に返済せられ、英蘭銀行より各株主に拂戻しが行はれてゐる。

あらゆる方面に於ける英蘭銀行券を蒐集して一六九六年五月五日に突如三萬磅の銀行券を呈示して、其の支拂を要求し、英蘭銀行をして窮境に陥れんとした。然し銀行券が斯くの如く巨額に一時に支拂を要求せらるゝに至りし事情をよく洞察したる英蘭銀行の重役は、其の支拂を拒絶したが、然し普通一般の顧客に對しては依然支拂を繼續してゐた。それにも拘らず英蘭銀行を敵視し、之を陥れんとせし者は、英蘭銀行の破産状態に陥れる旨を宣傳せしも、事の真相を熟知せる大衆は其の銀行券を割引無しに受取り、此の宣傳に乗らなかつたが故に、遂に此の策動も成功せなかつた。<sup>50)</sup>

一七〇七年に至り、Jacobite 黨の復興運動は佛軍侵入の噂によつて刺戟せられ、全國に恐怖の念を蔓延せしむるや、政府に對する反對者は英蘭銀行の反對者と結びつき、此の機を利用して英蘭銀行を陥れんとして取付騒が始められ、個人銀行業者は其の大なる競争者即ち英蘭銀行を再び立つ能はざらしめんものと努力し、Sir Francis Child の如きは英蘭銀行券の受領を拒絶するに至つた。然し斯くの如き悪意ある企圖にも拘らず、英蘭銀行は政府及び其の同志の熾烈なる後援によつて此の窮境を容易に脱出することが出来たのである。<sup>51)</sup>

### III South Sea Company

一七一一年に至る迄政府により發行せられたる永遠公債は、凡て英蘭銀行の資本金から成り立つてゐた。而して流通界から引上げられし資本金に對しては、之を補充する爲に英蘭銀行は同額の銀行券を發行することが、常に許可せられてゐた。然るに今や英蘭銀行を設立せし自由黨は

50) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 473.

51) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 486. Andréadès, *ibid.* p. 120.

昔日の面影なく、保守黨之に代つて漸次勢力を占むるに至つた。而して當時英國の財政は依然として窮乏の状態にあつて、償還の爲に何等資金の積立なき公債の總額は、實に約九百五十萬磅に達してゐた。<sup>52)</sup>そこで政府は其の信用を維持する爲に是等の負債を引受けしめ、引受者をして一の會社を組織せしめんと企てたのである。是れが即ち South Sea Company であつて、The Governor and Company の名稱を冠して設立せられたる最後の會社である。同會社は英蘭銀行と同様に其の資本金は全部政府に貸上げられ、之に對して政府の發行せる公債を以て創設せられたものであつて、亞米利加大西洋岸の西班牙領方面の貿易及び運送に就いての獨占權が賦與せられてゐる。尙、South Sea Company の重役が英蘭銀行の重役たることを得させられてゐるのは、Land Bank の場合と同様である。

South Sea Company が六ヶ月以内拂及び一覽拂の手形又は銀行券を發行すること、其の他一般銀行業務を行ふことは、法律により禁止せられてゐたが、<sup>53)</sup>斯くの如き大會社の設立が、英蘭銀行の存立の上に暗き陰影を投じたであらうことは、推知するに難くないところである。

一七二七年、政府は公債償還の決心をなし、英蘭銀行及び South Sea Company に夫々提案すべしことを命じた。而して兩者の提案の中後者のものが政府によりて採用せられんとするや、英蘭銀行は猛烈なる反對を試み、其が從來國家に對し貢獻せし幾多の功績の事實を挙げ、自己の案の容れらるべきを懇願せし結果、遂に英蘭銀行の案が採用せられることゝなつた。<sup>54)</sup>然し此の一七一七年に於ける是等二大會社の軋轢は單なる序曲に過ぎずして、一七二〇年に至るや、又も政府

52) Macpherson. *ibid.* vol. III. p. 19.  
正確には £9,471,325 にして、其の中には陸海軍公債其他種々の公債がある。

53) Macpherson. *ibid.* vol. III. p. 19.  
54) Macleod, *ibid.* vol. I. pp. 495-496.

貸上金に就き兩者の間に激烈なる競争が演ぜられ、兩者共に其の提案を修正すること再三度上りしも、遂に South Sea Company の案が四月七日議會を通過して採用せらるゝことゝなつた。其の結果 South Sea Company の株券は忽ち三百十磅に昂騰し、六月末日には一躍二千磅に暴騰せしも、英蘭銀行の株券は僅に二百六十磅に過ぎなかつた。

此の結果投機熱勃興し所謂 South Sea Bubble の時代を現出し、泡沫會社は到る所に計畫せられ、大衆をして愈々熱狂せしめ、其の間幾多の挿話を殘し、勢ひの赴くところ其の停止するを知らざるが如き情勢にあつたが、同年九月、一度び反動の襲ふところとなるや、經濟界は忽ち恐慌に陥り、英蘭銀行も取付けらるゝの運命に陥つたが、銀行當事者の奇策<sup>55)</sup>を奏して危く難境を切り抜けることが出来たのである。

此の恐慌の結果 South Sea Company は漸次凋落し、一七二二年同會社所有の公債四百萬磅は英蘭銀行によりて買入れられることゝなり、其の結果英蘭銀行の資本金は更に四百萬磅を増加して、八百九十五萬九千九百九十五磅十四先八片となつた。<sup>56)</sup>

以上述べたるが如く、英蘭銀行は其の創立後日尙淺き時期に於て或は其の成功を妬む者より、或は反對黨たる保守黨より、將た又は競争的地位に立つべき計畫を企圖する者等より種々の妨害を加へられしも、危ふく是等の困難を免れ漸次其の地歩を確立するに至つたのである。

## 第七 英蘭銀行の特權的地位の確立

55) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 499.

56) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 499. Macpherson, *ibid.* vol. III. p. 122.



第五節に述べし如く、英蘭銀行は其の創立當時に於ては何等顯著なる特權を有せず、其の設立に就いてさへ獨占的色彩を有してゐなかつた。又前節に述べたる如く其の成立後、日尙淺き時期に於ては、幾多の競争者又は反對者より幾度か窮境に陥れられんとせしも、英蘭銀行を陥れんとする策謀は悉く打破せられたるのみならず、傷つけんと企圖せられたる英蘭銀行の名聲は、却て高められるの結果となつたことは、詢に英蘭銀行の幸運といふべきである。英蘭銀行の經營は假令時として誤れることありとはいへ、其の大體を通じて見る時はよく慎重の態度を以て經營せられたりとする事が出来るであらう。加之、英蘭銀行の當事者は事ある毎に政府との關係をより密接にし、政府信用の維持に努力せしを以て漸次特權を賦與せられ、遂に其の獨占的地位を確保するに至つたのである。以下英蘭銀行の特權的地位が如何にして確立せられるかに就き考察することとする。

### 一 一六九七年法

私は前節に於て「英蘭銀行が曩に政府に對して援助を與へて戰爭を勝利に導き、今又 Land Bank の計畫の全然失敗に終るや、更に政府に貸上げ、政府の信用の維持に努力せしことを併せ考ふれば、是等の事情を英蘭銀行が其の特權獲得の爲に利用せしことは明かであり、又當時の思想を顧みても英蘭銀行が特權を賦與せられしことは不思議ではない」と述べたが、實に當時の政府は英蘭銀行の餘裕の存する限り餘す所なく借上げ、Land Bank の計畫の失敗に終るや再び英蘭銀行の援助を強要し、遂に英蘭銀行をして和蘭に於て信用を設定せざるを得ざるに至らしめ、其の資

本を増加し、而も新株券の拂込は價值下落せる Exchequer tallies によつてなさるべき計畫が企圖せられるに至つた。英蘭銀行の株主達が斯くの如き政府の計畫に一驚を喫したことは勿論である。それ故に英蘭銀行の銀行券の割引及び株價の下落は、Land Bank の計畫が尙可能性を有せし一六九六年に比しより大であつた。勿論之には Montague の Exchequer Bill の發行を考慮の中に入れなければならぬ。Exchequer Bill は其の移轉の容易なること及び Exchequer tallies に比し割引の憂少かりしこと、等により好感を以て迎へられてゐた。而して此の Bill 及び tallies は共に銀行券の非常な強敵であつたが、然し是等の強敵の脅威は一六九七年法により英蘭銀行に與へられた特權により相殺せられることになつた。<sup>57)</sup>

一六九七年法の主なる規定は次の如くである。

- (1) 英蘭銀行は其の資本を更に百萬一千百七十一磅十志増加することを得。
- (2) 本國人、外國人及び公私人等は何れも應募することを得、株式の拂込金に就いては其の五分の四は Exchequer tallies にて、残り五分の一は英蘭銀行券にて拂込むことを得。
- (3) 英蘭銀行の存續せる限り、法律により他の銀行及び銀行と性質を同じうする會社が英國内に於て設定するゝことを許さず。
- (4) 英蘭銀行は其の銀行券の發行を百二十萬磅以上増加資本額迄増すことを得、但し此の銀行券に對しては特別の標を附し、他のものと區別することを要す。
- (5) 特權は一七一一八年八月一日以後一ヶ年迄繼續す。<sup>58)</sup>

以上の規定により、英蘭銀行の資本金額は、倍加されて合計二百二十萬一千百七十一磅十志となつた。然し此の一六九七年法に於て最も注目すべきものは、第三に掲げたる「英蘭銀行の存續

57) Rogers, *ibid.* pp. 85-86.

58) Macleod, *ibid.* vol. 1. p. 477. Macpherson, *ibid.* vol. II. p. 688.

せる限り、法律により他の銀行及び銀行と性質を同じうする會社が英國内に於て設立さるゝことを許さず」といふ規定である。之によつて英蘭銀行は其の設立に就いて獨占權が賦與せられたので、Rogers が云ふが如く、此の特權こそ當時英蘭銀行が蒙りし諸々の不利益を相殺して尙餘りあるものである。<sup>59)</sup>

併しながら、是を以て果してよく其の特權的地位が保障せらるべきやと云へば、然りと斷ずることを得ない。蓋し既に議會の法律により、其の存在が認許せられてゐる會社によつて銀行業務を營むことは、何等差支なきことであるからである。Mine Adventures of England と稱する一會社が銀行業務全般及び銀行券發行を開始するや、之を禁止すると共に、更に英蘭銀行の特權的地位を確立する旨の法律が制定せられるに至つた。<sup>60)</sup> 一七〇九年法が即ちこれである。

## 二 一七〇九年法

一七〇九年に於て政府財政は再び困難となり、其の租稅收入は經費の半にも達せなかつた。そこで政府は更に英蘭銀行より四十萬鎊を年<sup>5)</sup>の利子にて借上げ、英蘭銀行の固有資本金百二十萬鎊に對する利息を<sup>6)</sup>に引下ぐることを契約し、<sup>41)</sup>其の報償として英蘭銀行の現在の資本金二百二十萬一千百七十一鎊十志を倍加することを許し、更に其の特權は一七一一一年八月より二十一箇年間繼續することを許可した。<sup>62)</sup>而して此の一七〇九年法に於ては是等の特權よりも遙に重大なる特權が、英蘭銀行に賦與せられることとなつたのである。前にも述べし如く、一六九七年法は法律によつて如何なる他の銀行の設立も許可せられざることが規定せられたが、既に法律により其の存

59) Rogers, *ibid.* p. 86.

60) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 487.

61) 此の結果政府への貸上金は合計 £1,600,000 に達し利子は一様に6%となつた。

62) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 486.

在が認許せられてゐる會社によつて銀行業務が營まれることは差支なきことであつて、英蘭銀行の特權的地位を保障するには未だ充分なりと云ふを得なかつた。そこで更に英蘭銀行の地位を鞏固ならしむる目的を以て、英蘭銀行の存続せる限り、六人以上より成る如何なる銀行又は會社が、銀行券及び一覽拂又は期限後六ヶ月以内拂の手形を英蘭と稱する英國内に於て發行するを禁ず、と云ふことが規定せられた。

茲に於て英蘭銀行の特權的地位は確立せられることとなつたのである。而して當時銀行券の發行は、銀行業務の本質的部分なりとの見解が行はれてゐたが故に、銀行券發行の許可せられざることは、即ち銀行業を起すことを得ざるものと誤り解せられ、爾後一八二三年 Thomas Joplin により此の誤解が一掃せらるゝに至るまで、六人以上の組合を以てする銀行の設立は其の跡を絶つに至つたのである。<sup>63)</sup> 其の結果、六人以下より成る小規模の個人銀行の設立されるの勢を助長し、極めて不確實なる基礎の上に銀行券を發行したるが故に、遂に一七九二年の恐慌の如く金融市場の混亂を惹き起す原因となつたのであつて、Macleod の如きは是は一に英蘭銀行の不正なる獨占の結果に他ならぬと極言してゐる。<sup>64)</sup>

### 三 一七四二年法

從來英蘭銀行の特權更新期毎に、其の特權を繼續するの案に對しては、多くの議論存在し反對を唱ふる者亦少なからざりしが、而も英蘭銀行は常に政府財政の窮乏を救濟し、其の特權を之によつて維持し、又新たに獲得することが出來たのである。即ち換言すれば英蘭銀行は犠牲を拂ひ

63) Philippovich, a. a. O. S. 39, 40.

64) Macleod, ibid. vol. I. p. 515.

て其の特權を購求してゐたのである。然るに一七四二年に至り其の特權の消滅時期近づくや、特權持續反對論は屢々且つ猛烈に起り、一七〇九年法に違反せざる方法によつて、新たに銀行を建設せんとする計畫さへ起るに至つた。然るに愈々更新の時期到來するや政府は例の如く財政の窮乏に惱まされ、英蘭銀行の援助を仰ぐの他に途なき状態にあつた。それ故に英蘭銀行は更に百六十萬磅を無利子にて貸上ぐることを要求せられ、英蘭銀行の特權は一七六四年八月以後一ヶ年迄繼續せられることとなり、更に一七〇九年法によつて英蘭銀行に賦與せられたる特權に就き生ずべき疑問を防ぎ、且つ其の特權が存續する限り特權を有する他の銀行の設立を禁止するの主旨を明確ならしむる爲に、英蘭銀行が存續せる限り、他の銀行が法律により設立せられることを禁止し、六人以上の組合員より成る銀行が、英蘭と稱せられる英國内に於て銀行券及び一覽拂又は期限後六箇月以内拂の手形を發行することを禁止する旨を規定し、「英蘭銀行」の前に特に「exclusive」なる語を挿入し、以て其が獨占的地位を占むるものなることを明示することに努めてゐるのである。<sup>66)</sup>

併しながら、此の一七四二年法は大體彼の一七〇九年法の主旨と同様であつて、單に其の主旨とする點を更に明瞭に反復したるものに過ぎざるものと見ることが出来る。

以上述べたるところによつて見るに、一六九四年法、一六九七年法及び一七〇九年法の三法律は、英蘭銀行の特權的地位の確立に就いて必要欠くべからざるものであつて、一七四二年法は一七〇九年法を更に明瞭に規定したに過ぎぬものである。其の後特許期限の到來に伴ふ法律の更新

65) 此の結果政府への貸上金は合計 £3,200,000 に上り、其の中 £1,600,000 は 6% 利付、殘額 £1,600,000 は無利子である。それ故、£3,200,000 に對して 3% の利子が付せられてゐたことになる。

66) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 501. Macpherson, *ibid.* vol. III. p. 233.

に際し些少の變化はあるけれども、一八四四年の *Peel's Act* に至る迄は、其の特權に就き何等根本的變改が加へられたことはなかつたのである。

以上の如く英蘭銀行に諸々の特權を與へ、獨占的地位を占めしむることに就いては賛否兩論がある。例へば *Rogers* は是に賛成して曰く、「戰爭殊に對佛戰爭によりて英國の蒙りし損害は、

英蘭銀行、殊に大衆に害を及ぼさざるべき英蘭銀行に、特權と後援とを與ふることによつて回復せらるべきものである、……英蘭銀行は公共施設の尤なるものであり、之に對抗する爲の競争的諸施設の發生は、必然的に信用を害し信用を收縮せしむる……國家に役立つ英蘭銀行は政府の銀行となると、同時に倫敦の内外に於ける大衆の爲に *General Carrier* とならなければならぬ。英蘭銀行に更に大なる特權を與ふれば、英蘭銀行は誤りなく信用を回復するであらうが、若し然らざれば信用は永久に阻害せられるであらう」<sup>67)</sup>。

是に對し *Macleod* は曰く、「……凡て是等の事情を斟酌するも、英蘭銀行に特權を賦與せし諸法律は後世に非常な禍根を與へしものである。英蘭銀行の創設者及び同時代の人々は、其の大なる功績を利益と考へてゐたが、此の根本の禍の結果は後世にまで及んでゐるのである。其の後政府信用の恐るべき破壊は此の大なる誤に主として因るものである」<sup>68)</sup>。

賛否孰れが正當であるかの批判は、更に後日を期することとし、茲には唯斯くの如き二説あることを紹介するに止めて置く。

67) *Rogers, ibid. p. 75. 以下。*

68) *Macleod, ibid. vol. I. p. 479.*

## 第八 結 言

以上述べたるところによりて見るに、英蘭銀行は單に政府財政窮乏の救済といふことが、動機となつて現實に設立せられるに至つたものであるが故に、其の成立當初に於ては何等一貫せる方針なく、極めて不完全なものであつたけれども、それは鞏固なる根柢の上に其の基礎を置き當時の經濟社會の要求に合致してゐたことは、既に其の萌芽の時代に於て將來への發展の可能性を深く藏してゐたと云ふことが出来る。Macphersonの如きは、斯くの如き銀行の成立が、富裕にして而も商業の發展せる英國の如き國に於て寧ろ遅かりしを奇とさへしてゐるのである。<sup>69)</sup>而して成立當時の英蘭銀行は、其れ自身の中に多くの危険を包含してゐたのみならず、其の成立後間もなき時期所謂試練期に於ては、或は競争者の嫉妬により、或は反對黨の策謀によりて、屢々窮境に陥れられんとした。然るに傷つけんと企てられし英蘭銀行の名聲は、却て高揚せらるゝの結果となり、是等の反對を完全に征服することを得、獨り商業の上に顯著なる便益を與へたのみならず、また政府財政の窮乏の際には政府の信用を支持して大なる功績を樹てし結果、其の最初有せざりし特權は漸次英蘭銀行に賦與せられ、遂に一七四二年に至り其の特權的地位の確立は完成せられ、爾後十九世紀の中葉に至る迄英蘭銀行の特權的地位は根本的に變改せられなかつたのである。了

69) Macpherson, *ibid.* vol. II, p. 656.